

平成24年度千歳市予算編成方針

1 日本経済と国の動向

日本経済は、平成23年度において、東日本大震災により影響を受けたサプライチェーンの立て直しや各種の政策効果などを背景に、景気を持ち直し傾向が続くことが期待されるものの、電力供給の制約や原子力災害の影響に加え、回復力の弱まっている海外景気が下振れた場合や為替レート・株価の変動等によっては、景気が下振れするリスクが存在し、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要であるとされております。

また、北海道の景気については、公共投資は減少傾向にあるほか、観光については海外観光客が減少している一方で、設備投資、住宅投資、個人消費、雇用・所得環境などは持ち直しているなど、東日本大震災に伴う下押し圧力が残存しているものの、回復の動きがみられております。

国の財政状況については、平成23年度予算でも公債依存度が46.8%にも及び、国・地方を合わせた長期債務残高は本年度末において894兆円となり、GDP比では189%に達すると見込まれるなど、極めて深刻な状況であります。

このような中、国は、平成24年度予算編成にあたり、基本方針となる「中期財政フレーム（平成24年度～平成26年度）（平成23年8月12日閣議決定）」において、震災復興経費は別枠として、新規国債発行額は前年度当初予算の水準を上回らないものとし、歳入面では税制の抜本的改革の検討を進め必要な法制上の措置を講じ、歳出面では前年度当初予算の規模を実質的に上回らないこととし、「概算要求組替え基準（平成23年9月20日閣議決定）」では、ムダづかいの根絶や不要不急な事務事業の徹底的な見直しを通じ歳出全般にわたる改革に全力を挙げ、それにより確保された財源を用いて必要性や効果のより高い政策に重点配分するといった、省庁を超えた大胆な予算の組替えを行うことを基本として、概算要求がなされたところであり、また、平成24年度予算と一体的・連続的に編成するとされた補正予算編成の動きなど、今後も、国の動きに注視していく必要があります。

2 地方財政を取り巻く環境

平成24年度予算の概算要求における総務省の地方財政収支見通しの仮試算では、「中期財政フレーム」及び「概算要求組替え基準」と基調を合わせつつ、社会保障費の自然増に対応する地方財源の確保を含め、一般財源総額については実質的に平成23年度の水準を下回らないよう確保することとされ、本年度よりも5千億円増となり、歳入歳出総額では6千億円減の81兆9千億円が見込まれたところであります。

このうち歳入については、地方税で5千億円（1.5%）、臨時財政対策債で5千億円（7.8%）の増となるものの、地方交付税で3千億円（1.6%）、国庫支出金で1兆円（8.0%）の減と見込まれております。

地方歳出については、一般行政経費は前年度と同額とされているものの、給与関係経費で1千億円（0.7%）、投資的経費で3千億円（2.6%）の減となっております。

地域主権改革では、「地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）」に基づいて、地方自治体への義務付け・枠付けの見直し、基礎自治体への権限移譲、補助金等の一括交付金化、国の出先機関改革、地方自治制度の見直しなどについて、総合的かつ計画的に改革が進められており、

平成23年4月28日に「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法）など「地域主権改革」関連三法が成立し、8月26日には義務付け・枠付けの見直しのための第2次一括法案が成立しており、また、戦略大綱に基づく改革の取組の成果等を踏まえ、平成24年には「地域主権推進大綱(仮称)」の策定が予定されているなど、これらの改革の進展により地方自治体の役割は益々増大していくことから、今後の動きに留意する必要があります。

また、社会保障・税一体改革では、平成22年10月に「政府・与党社会保障改革検討本部」が設置されて以来、「社会保障有識者検討会」や「社会保障改革の集中検討会議」において議論が進められ、平成23年6月30日に政府・与党社会保障改革検討本部において「社会保障・税一体改革成案」が決定されており、この成案では、高齢化、経済動向等に伴う、医療、介護、生活保護などの給付費の増大等に対応し、社会保障制度の持続可能性を確保するため、制度改革、社会保障給付の規模に見合った安定的財源の確保と財政健全化の同時達成や税制全体の抜本改革を図ることとされ、今後、議論が進められていくこととなりますが、いずれも地方行財政に大きな影響をもたらすものであることから、その状況を注視するとともに、将来の経費増加に備えた財政規律の保持などが一層求められております。

3 千歳市の財政状況

当市の財政状況については、平成24年度の歳入では、景気低迷や固定資産の評価替えなどによる市税収入の減が見込まれ、国の概算要求における地方交付税などが前年度と比べ減となっていることから、普通交付税のほか、各種譲与税や交付金の伸びも期待できないなど、極めて厳しい状況となっています。

一方、歳出においても、人件費がほぼ横ばいとなるものの、塵芥収集運搬業務経費、生活保護事業費、自立支援給付事業費のほか、介護保険特別会計繰出金など、高齢化等の進展による医療費をはじめとする社会保障関係費などの義務的経費の増加に加え、各種公共施設の維持補修費や特別会計などに対する繰出金の増加などが見込まれており、極めて厳しい環境におかれています。

中長期財政収支見通しでは、平成24年度において10億4千万円の歳出削減が必要であり、平成25年度以降も、同程度の歳出削減が必要な状況である一方、市税や地方交付税の伸びが見込めないことや、一括交付金の導入など、今後の国の動向によっては、さらに収支の不足が拡大することが懸念されています。

また、公共施設の維持補修や更新、耐震化などの経費については、各施設の更新時期などが到来してきている状況から年々増大してきており、優先度や経費の平準化などの課題もあります。

このため、「千歳市財政標準化計画」に基づき、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、強固で持続可能な財政基盤を確立していく必要があります。

4 予算編成の基本的な考え方

平成24年度の予算の編成にあたっては、現在の少子高齢化・人口減少社会への対応や、厳しい景気・雇用情勢への対応など直面する課題解決とともに、これまでの行財政構造改革を着実に推進し、安定した財政基盤の構築を図りながら、当市のまちの特性や資源を生かし、選択と集中による都市経営を進め、自主自立のまちづくりを目標とします。

この実施にあたっては、第6期総合計画の着実な推進を図ることとし、「みんなで生き生き活

力創造都市「ちとせ」の実現に向けて、次により編成することとします。

記

1 予算は、2年次目となる第6期総合計画に沿ったまちづくりとして、都市としての魅力を高め、新たな価値を創造することにより、人口が増加し発展する千歳を目指すとともに、住みよさを実感し誇りを持てるまちの実現に向け、創意工夫を重ね、次の主要施策の実現に向け取り組むこと。

- (1) あったかみのある地域福祉のまち
- (2) 人と地球にやさしい環境のまち
- (3) 安全で安心して暮らせるまち
- (4) 学びの意欲と豊かな心を育む教育文化のまち
- (5) 活力ある産業拠点のまち
- (6) 都市機能が充実したまち
- (7) 市民協働による自主自立の行政経営

特に、重点的に次の施策の実現に向け取り組むこと（実施期間：平成23年度から平成26年度まで）。

- 『活力』 「経済・雇用」
「市民協働・地域活動」
- 『安心』 「医療・福祉」
「子育て・教育」
「環境・防災」

2 予算は、経済の動向、制度の改正などを見極めながら、確実に見込み得る財源をもって編成すること。

3 歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成23年度の決算見込み、国の概算要求、制度改正及び社会経済の動向等あらゆる資料・情報に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大若しくは過少見積りとならないよう十分留意すること。

多額の収入未済額を抱える歳入については、「千歳市金銭債権に関する滞納整理事務実施要綱」などにより具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

4 国の予算及び地方財政計画が未確定であるため、制度の新設・改正が確実なものを除き、当初予算要求は、現行制度により編成すること。

この対応にあたっては、国・道等の動向に十分留意するとともに、関係機関との連携を密にし、情報収集に努め、遅くとも12月中には、適正な予算編成に努めること。

また、国の制度等に基づくもの又は準ずる制度等については、国等の動向を的確に把握し、国の措置等に合わせ、適時見直し・改正等を行うこと。

権限移譲については、財源移譲が伴うことを必ず確認すること。

5 財政の健全性に十分配慮することとし、財源の拡充確保に最大限努力するとともに、行政全般に

わたり節減合理化に徹し、事務事業の廃止・縮小も考慮した簡素・効率化を図り、施策の緊急度・優先度の厳しい選択を行い、財源の有効的活用に努めること。

6 「財政標準化計画」に基づき、平成24年度においては、財源不足分としての財政調整基金からの繰入を4億円とし、予算の重点化を図るなどメリハリある予算とする。

この達成に向け、

- (1) 市長公約（マニフェスト）の着実な推進・実施
- (2) 重点施策の推進
- (3) 新規事業の厳選（緊急性のあるものを除く。）
- (4) 内部管理経費の抜本的見直しによる徹底した削減
- (5) 全事業（補助・単独）の見直し
- (6) 地方債発行額の抑制
- (7) 投資的経費の抑制
- (8) 国の制度改正などに合わせた社会保障制度等の取組み（安定した制度設計等の確立）
- (9) 基地周辺に係る障害防止対策等の推進

を基本とする。

このような方針のもとに、ローリング事業費を除く経常的経費、臨時的経費等については、各部局において、次に掲げるものを除き平成23年度当初の予算（骨格・政策予算）の一般財源総額以下とし、臨時的経費についても、緊急性等を勘案し真に必要なものを厳選すること（ゼロシーリング）。

- (1) 人件費（臨時的任用職員は含まない。）、公債費及び扶助費
- (2) 平成23年度で終了する経費（リース料、臨時的修繕等を含む。）
- (3) 債務負担行為等により当該年度の支出額が確定しているもの
- (4) 新たに予定している事業のうち一般財源が500万円以上の臨時的経費等
- (5) 燃料単価の変更による需用費（燃料費）の増減分
- (6) 予備費及び過年度税等還付金

また、広告料収入の確保については、引き続き積極的に取り組むものとし、「広告事業導入基本方針」による広告事業の取組みにより生じた広告料収入は、部局ごとの一般財源に上乗せできるものとする。

7 事前評価の対象となっている新規事業（ソフト100万円以上、ハード300万円以上）で、事前評価表を提出していない事業については原則認めない。

また、一般財源500万円未満の新規事業の一般財源は、部局別枠の範囲内で調整すること基本とする。

8 投資的経費については、緊急性・市民要望・投資効果等を勘案し、再編交付金、調整交付金の活用、補助・起債等財源の見通しを十分検討のうえ、厳選すること。

特に、ローリング事業にあつては、当該事業に伴う一般財源額の範囲は「財政標準化計画」に掲げる5億円とすること。

- 9 「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率の改善に向け、公債費の抑制などに努めることとし、地方債発行額については、「財政標準化計画」に基づき、臨時財政対策債等特例債を含め25億円を上限とする。
- 10 行政改革については、行政改革推進本部で決定した「第5次行政改革大綱」及び「実施計画」の取組項目を着実に推進するため、必要な予算措置を行うこと。
また、行政評価による事務事業評価の結果などにより改善が必要とされた事業等については、予算措置等も踏まえ、適切に見直しを図ること。
- 11 「みんなで進める千歳のまちづくり条例」施行に伴い、市民・団体との連携や企業の活力の活用等による相乗効果の検証、協働可能な事業の模索などに積極的に取り組むこと。
この場合、ボランティア保険など当該活動に伴う必要な措置を行うこと。
また、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討すること。
- 12 補助金等の全般的な見直しについては、実施を見送ってきているが、現状の補助金等についても、前年度実績を安易に計上することなく、市民説明や情報開示ができるよう、規則、要綱、要領の制定などにより、補助の目的、補助対象経費などの明確化を図るとともに、交付団体等の決算状況などを精査の上、適切に対処すること。
- 13 公共施設の維持補修費等については、公共施設更新・改修等計画等により、統廃合を含めた当該施設の今後のあり方、建替え時期等を十分検討し、再編交付金、リニューアル事業などの財源確保を図ること。
- 14 平成24年度で終了する「公共施設の指定管理者に係る協定」に係る平成25年度からの債務負担行為の設定は、設定期間の検証などを行った上で、当初予算で措置すること。
- 15 予算編成事務の具体的事項については、「平成24年度予算編成事務要領」によるものとする。

千歳市財政標準化計画

◎財政標準化計画の趣旨

少子高齢化の進展などにより、税収などの減収、社会保障費の増加や公共施設の更新・修繕費の増加などが見込まれることから、平成22年度以降の財政運営については、財政健全化対策により改善された収支バランスを維持しながら、地方債残高を計画的に抑制し、将来世代への負担を軽減するなど、今後も、現状のサービス水準を維持・継続すること目指し、長期的な視点に立って財政運営の目指すべき目標像を掲げ、強固で持続可能な財政基盤を確立する。

◎財政標準化計画の目標

1 収支バランスの維持

- 当初予算の収支不足（財政調整基金繰入）の水準 4億円
- ローリング事業費一般財源枠 5億円

2 債務改革

- 地方債発行額の抑制（上限額の設定）
 - ・平成22年度・23年度 当該年度の公債費の元金償還額
 - ・平成24年度～26年度 25億円
 - ・平成27年度～32年度 20億円

◎中長期財政収支見通し（平成23年度版）

- ・中期目標期間：平成23年度から平成26年度まで
- ・長期目標期間：平成27年度から平成32年度まで

【財政収支見通し：一般財源】

(単位：百万円)

目標期間	中期目標期間				長期目標期間					
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32
歳入一般財源	22,781	22,030	22,279	22,242	21,563	22,015	22,224	21,807	22,164	22,191
歳出一般財源	22,675	23,466	23,460	22,922	22,721	22,664	22,739	22,914	23,146	23,502
財源不足額	106	△1,436	△1,181	△680	△1,158	△649	△515	△1,107	△982	△1,311
財調基金充当額	106	△400	△400	△400	△400	△400	△400	△400	△400	△400
事前評価、枠配分、査定等減額		1,036	781	280	758	249	114	707	582	911

平成24年度千歳市予算編成事務要領

予算の編成事務は、次の事項に留意して行うこと。

なお、経常的経費及び臨時的経費については、一般財源の枠配分方式により行うが、一般財源が500万円以上の臨時的経費については、積み上げ方式で行う。

ローリング事業については、実施予定事業項目の指示による積み上げ方式により編成するものとする。

1 歳入に関する事項

歳入の見積りに当たっては、市財政が厳しい状況にあることから、その確保に最大限努力するものとし、法令その他の根拠に基づき、正確な積算基礎により確実な見込額を計上すること。

(1) 市 税

国の税制改正、経済の動向等を勘案の上、積算することとし、課税客体の完全捕捉、納税に関する督促指導や滞納処分の強化などを図り、収納率向上に最大の努力をすること。

(2) 地方譲与税、地方交付税、地方消費税などの交付金

国の地方財源対策及び制度改正の方向などを十分勘案の上、積算すること。

(3) 分担金及び負担金

事業の性格、受益の内容等を十分検討の上、負担の適正化に努め的確に積算すること。

(4) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に基づき、住民間の負担の公平、社会経済情勢の推移等を考慮し、見直しを行うとともに算定基準を検討するなど、常に適正な単価を設定し的確な積算をすること。

ただし、平成18年度に「使用料等受益者負担の見直しの方針」により見直しを実施したものは除くこと。

また、平成22年度決算において予算額との乖離が著しいもの（平成23年度予算も同じ。）については、その原因等を分析し、適正な見積り・積算に努めること。

(5) 国・道支出金

国・道補助金の見直し等の動向に十分留意の上、関係機関との連絡を密にしながら的確な積算を行うこと。また、基地所在に係る関係財源については、引き続き拡充確保に努めること。

(6) 財産収入

未利用となっている市有地の有効活用を図るとともに、今後において公的利用計画のない土地については、早期処分に努めること。

また、工業団地、住宅団地等の土地売払いについては、なお一層の販売促進活動に努めること。

(7) 市 債

国の地方債計画、同意基準、事業の適債性及び充当率を考慮し、将来の財政運営への影響を十分踏まえた中で、安易に財源を起債に求めることのないよう慎重に検討の上、計上すること。

なお、「千歳市財政標準化計画」において、平成24年度の地方債発行額の上限を25億円としていることに十分留意し、起債額の抑制に努めるとともに、後年次の地方交付税措置等を勘案して対象事業の選択を行うこと。また、ローリング事業に係る地方債措置に当たっては、対象事業の適否や充当額などについて、あらかじめ財政課と協議の上、措置すること。

2 歳出に関する事項

現下の厳しい財政状況を勘案し、人件費等の抑制や内部管理経費等の見直しを徹底すること。

ローリング事業を除く経常的経費及び臨時的経費については、各部局において、予算編成方針に定めた部局別枠配分方式による要求とし、新規事業にあつては、行政評価（事前評価）をもとに事業の必要性、緊急性等を十分検討すること。また、既往の予算にとらわれることなく全事務事業について、ゼロベースからの検討・見直しを図ることとし、一般財源の増加を招くことのないよう留意すること。

(1) 報 酬

第1・2種非常勤職員は「非常勤職員等の報酬表・臨時的任用職員の賃金表」（以下単に「賃金表」という。）により計上すること。また、厳格な職員配置により抑制に努めること。

(2) 共済費

第1・2種非常勤職員及び臨時職員を任用する場合は、賃金表による保険料を計上すること。

(3) 賃 金

日額は、賃金表により計上すること。任用に当たっては、業務量及び業務内容を精査し、前年度実績によることなく人員の削減を含めた全面的な見直しを行い、真に必要な場合に限り、最小限の人数を計上すること。また、雇用期間は6か月以内とすること。

(4) 旅 費

業務の必要性、効果を十分検討し、日程・回数・人数等を必要最小限にとどめ、前年度実績によるなど安易な計上は厳に慎むこと。

また、同一業務に係る会議等への出張は、やむを得ない場合を除き1名とすること。

なお、各種審議会、委員会等の道外視察、道外研修及び職員の海外研修は、凍結を継続する。

(5) 報償費

附属機関以外の私的諮問機関（その他の会議）の委員等に係る謝礼については、「附属機関等の設置及び運営等に関する指針（ガイドライン）」に基づき原則無報酬とし、謝礼等の計上は行わないこと。

また、役務の提供や施設の利用、市政に対する協力が特にあつた者への謝意などに係る金品等の経費については、説明責任を果たすため、それぞれの積算根拠等を明らかにすること。

(6) 交際費

行政執行上、真に必要な場合に限り、節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめるとともに、支出基準の見直しにより削減を図ること。また、国、道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は、国（地方公共団体の財政の健全化に関する法律附則第5条に規定する独立行政法人、国立大学法人等及び会社等を含む。）及び地方公共団体（地方行政独立法人を含む。）とする。

(7) 需用費

ア 式典等に係る記念品は廃止とする。

イ 消耗品費、印刷製本費については、死蔵事務用品の活用やペーパーレス化などさらに徹底した節減に努めること。

特に、庁用資料等の作成に当たっては必要最小限とし、コピー費の節減や単価の見直しに努め、印刷についても外部印刷物の部数の見直しや庁内印刷の有効利用を図ること。

新聞・雑誌・追録等の購読は見直しを行い、経費の節減を図ること。

毎年、隔年発行の広報誌、機関誌等については、発行頻度等を再検討すること。

ウ 光熱水費については現行料金によることとし、節減を図り効率的な使用に努めること。

エ 燃料費については次の単価（税込み）により計上すること。なお、単価は原油価格の情勢を踏まえた予算単価としているが、今後の原油価格の動向、12月分の単価契約の状況等により見直す場合があるので留意すること。

(ア) ガソリン	143.85円/リットル
(イ) 軽油	128.595円/リットル
(ウ) 重油	4キロボットル以上 89.25円/リットル
	4キロボットル未満 91.35円/リットル
(エ) 白灯油	89.25円/リットル

※1 重油については発注量により単価が異なるので十分留意すること。

※2 暖房等の効率化、節減に対する改善目標を立てるなど、更なる省エネルギー化を徹底すること。

オ 食糧費については行政事務上、真に必要な場合に限り節度ある範囲で厳選して計上すること。執行に当たっては目的を明確にし、人数、経費等を必要最小限にとどめ節減に努めること。

また、国及び道等との官官に係る執行は基本的に認めない。官官の範囲は(6)の交際費で示した範囲とする。なお、各種会合後の飲食を伴う懇談会の廃止を徹底すること。

(8) 役務費

各種団体等の郵便料などは、団体の独自財源を活用すること。

また、保険料については、行政目的に係るボランティア活動などに対し、ボランティア保険への加入など必要な予算措置を講ずること。

(9) 委託料

業務内容（日数、回数の減等）・項目を抜本的に見直し、業務に支障のきたさない最小経費による効率化に努め、改定率は見込まないで計上すること。また、小規模施設等の設計業務の直営化の徹底を図るとともに、指定管理者制度の移行後のモニターの徹底などにより市民サービスや

施設管理運営の状況などを検証すること。そのほか、引き続き、地域住民やボランティア等の活用などを図ること。

(10) 使用料及び賃借料

会議等の会場使用については市有施設の利用を徹底し、車の借り上げ等はその必要性を十分考慮し、節減に努めるとともに、公用自転車の積極的な活用を図ること。

また、高速道路の使用は自粛し、時間や交通状況等により真に必要な場合の利用とし、特定目的以外のタクシー利用については廃止する。

(11) 備品購入費

事務用・庁用備品の購入及びコンピュータ機器等の導入・更新に関しては、行政管理課と協議すること。

その他の備品は、用途・頻度等を熟慮の上、必要最小限のみ臨時費で計上すること。

(12) 負担金・補助及び交付金

前年度実績を安易に計上することなく、行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果等を精査し、整理合理化を図り、補助金等の新設は極力抑制すること。

外郭団体等にあつては、公益法人制度改革などの動向を踏まえ、経営改善の促進を図り、補助金、委託料等の抑制を図るとともに、その公益性の確保などに向けた指導・助言等を行うこと。

外郭団体等の退職者補充については、社会的な動向などを勘案し、正職員の採用等は最小限にとどめること。また、協議会等の脱会など負担金、補助及び交付金の抜本的な見直しを図ること。

(13) 扶助費

国の制度の動向などの把握に努め、特に、対象人数の積算に当たっては、市全体の一般財源の配分に大きく影響することから過大に見積ることなく、十分内容を精査すること。

(14) 職員費

義務的経費の抑制に努めなければならない状況から、厳格な職員配置により抑制に努めるとし、給与改定の留保財源は見込まないこと。また、時間外手当は本俸総額の5%以内の計上とし、再任用制度の一時凍結、組織の統廃合を継続するとともに、業務の見直し・効率化の推進をはじめ民間活用等も含めた執行体制の見直しなどにより職員補充は最低限とするなど総人件費の縮減に努めること。

なお、平成14年度から雇用対策の一環として実施しているワークシェアリングについては、障がいのある人の雇用枠を確保し、関係部署との調整を図る。

(15) 維持補修費

公共施設等については、常に点検を行い適切な機能の維持に努めるとともに、補修が必要なものについては、効用を発揮する上で必要最小限のものに限り計上すること。

また、「公共施設更新・改修等計画」については、ヒアリング時に必ず提出すること。

(16) その他

全職員は経営者意識を持ちながら、平成25年度予算編成に向けて、歳入の確保対策、義務的経費（人件費等）の抑制策の検討、裁量的経費の見直し（外郭団体補助金、特別会計など）、投資的経費の抑制に係る見直しを検討し、平成24年度予算においてあらかじめ必要な措置等を講ずること。

なお、予算編成前に取りまとめを行った「平成24年度予算要求額調書」の事業毎における一般財源額を超える要求は、認めない。

3 特別会計・企業会計

特別会計及び企業会計においても、一般会計と同一の基調により経費の節減に努めることとし、事業経営の合理化を図り、収入の確保及び経費負担の項目、算定方法の見直し等により独立採算性の確保に努め、経営の健全化をなお一層推進すること。

4 予算要求の入力、提出期限等について

「財務会計システム」への予算要求の入力作業に当たっては、入力漏れがないよう十分留意し、「当初歳出予算要求書」の「事業内容」及び「効果」欄については、今後の情報公開も視野に入れ、具体的に入力すること。特に、新規の事務事業等がある場合は、入力作業前に必ず財政課と協議の上、理事者の意思決定を仰ぐこと。

（1）経常的経費、臨時的経費（ローリング事業費を除く。）

提出期限 平成23年10月27日（木）（入力期限：10月24日（月））

※債務負担行為がある場合は、「債務負担行為見積書」を1部提出すること。

なお、平成24年度で終了する「指定管理に係る協定」に係る平成25年度からの「債務負担行為見積書」の提出期限については、11月30日（水）までとする（理由書・予算積算内訳等の資料添付）。

（2）特別会計

ア 提出期限 平成23年11月4日（金）（入力期限：同日）
土地取得事業、公設地方卸売市場事業及び霊園事業

イ 提出期限 平成23年12月12日（月）（入力期限：同日）
国民健康保険、介護保険及び後期高齢者医療

（3）ローリング事業費

提出期限 平成24年1月4日（水）（入力期限：同日）

ヒアリング 平成24年1月5日（木）から1月13日（金）まで（予定）

※特別会計及び企業会計のうち一般会計からの繰出金がある場合は、一般会計繰出金のみ10月24日（月）までに入力すること。

（4）その他

この要領によるもののほか、予算編成に必要な事項等については、必要な都度、財政課から通知するものとする。